

# 中小企業者の皆さん・働く皆さん

## 資金調達をお考えの中小企業者の皆さんへ

☎商工課 ☎43-9242



融資制度名の前の記号の意味 ●八戸市融資制度 ★青森県融資制度 ※いずれも、要件を満たした場合に市が信用保証料を補助

### 会社の運転資金を借りたい

#### ●八戸市中小企業小口特別保証制度

- 融資額 最大1,250万円
- 融資利率 上限1.9%
- 融資期間 最長7年(うち据置期間6か月)



### 新たな設備を導入したい

#### ●八戸市商工業設備投資資金特別保証制度

- 融資額 最大5,000万円
- 融資利率 上限2.0%
- 融資期間 最長10年(うち据置期間1年)

※中心市街地区域内の場合、融資額上限等の優遇措置有



### ゼロゼロ融資を借り換えたい

#### ★青森県伴走支援型借換資金制度

- 融資額 最大1億円
- 融資期間 最長10年(うち据置期間5年)



### 創業資金を借りたい

#### ★「青森新時代」への架け橋資金制度(創業)

- 融資額 最大1,000万円
- 融資期間 最長10年(うち据置期間1年)



掲載しているもの以外にも、さまざまな融資制度を用意しています。詳細は市ホームページをご覧ください。また、市や金融機関窓口で融資制度をまとめたパンフレットも配布しています。融資制度の利用を希望する場合は、以下の取扱金融機関にお問い合わせください。

- 取扱金融機関(融資の申込先) 青森銀行、みちのく銀行、青い森信用金庫、秋田銀行、岩手銀行、北日本銀行、東北銀行、青森県信用組合、商工組合中央金庫

### その他の中小企業者向け支援施策

☎①②商工課 ☎43-9242 ③(株)八戸インテリジェントプラザ ☎21-2111

- ①メルマガ配信事業 月に1回程度、登録いただいた人に企業支援情報などを配信します。
- ②新事業活動助成事業 新商品・新サービスの開発などの革新的な取り組みに対し、経費の一部を助成します。
- ③コーディネーター派遣事業 専門分野に応じたコーディネーターを派遣し、企業が抱えるさまざまな課題の解決を支援します。

### 事業者向け

## 障がい者、新規高卒者、離職者(期間満了・非自発的理由による)を雇用する事業主をサポート

☎産業労政課 ☎43-9038



### 八戸市障がい者雇用奨励金

- 対象 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者
- 奨励金額(1人につき) ▷障がい者 月額1万円 ▷重度障がい者 月額2万円
- 交付期間 国の助成金の支給期間が満了した翌月から最長12か月(有給休暇を含んだ月間勤務日数が16日以上の場合)
- 受給申請書提出期限 国の助成金の支給期間が満了した翌月から6か月以内

### 八戸市新規高等学校卒業生雇用奨励金

- 対象 6年3月高等学校卒業生で卒業時(6年3月31日)に未就職者であった人

### 八戸市離職者雇用奨励金

- 対象 64歳以下の契約期間の満了・中途解約により離職を余儀なくされた離職者、リストラ・倒産など非自発的理由による離職者

### 共通

- 奨励金額 対象労働者1人につき月額1万円
- 交付期間 雇用した翌月から最長12か月(有給休暇を含んだ月間勤務日数が16日以上の場合)
- 受給申請書提出期限 雇用した翌月から6か月以内

# 求職者の皆さんを応援します！

求職者向け

## 49歳以下の未就職者の早期就職・非正規雇用者の正規雇用転換に向けて、職業訓練に要する経費をサポート

問産業労政課 ☎43-9038



### フロンティア八戸職業訓練助成金

- **対象** ①49歳以下の市内在住者  
②未就職者または非正規雇用者  
(雇用期間の定めがあるか、週の労働時間が正社員と比べて短いパート・アルバイトなど)  
③市内にある事業所(官公庁を除く)または八戸圏域内にある事業所のうち、市内に本社がある事業所もしくは八戸市の誘致企業が設置する事業所への就職を希望している
- **対象訓練** 教育訓練給付制度の厚生労働大臣の指定を受けている教育訓練講座(主たる訓練が通学に限る)、または労働安全衛生法に基づく技能講習
- **助成金額** 対象経費の45%(上限15万円)
- **必要書類** 受講資格認定申請書に下記のいずれかを添付して提出してください。  
▷公共職業安定所のハローワークカード  
▷八戸市無料職業紹介所の求職者カード  
▷若年者就職支援センター(ジョブカフェあおもりサテライトスポット八戸)の受付カード
- **申請方法** 対象訓練の受講開始日前日までに必要書類を持参の上産業労政課へ



### 中小企業の福利厚生をお手伝いします！

## 八戸市勤労者福祉サービスセンター

☎八戸市勤労者福祉サービスセンター(産業労政課内) ☎71-2145 ✉opnet@city.hachinohe.aomori.jp



八戸市勤労者福祉サービスセンターは、中小企業で働く皆さんのため、事業所単独では実施が難しい福利厚生事業を総合的に実施する互助組織です。

### こんなメリットがあります

- **事業主** 従業員の福利厚生が充実、企業のイメージアップ、経費削減
- **従業員** 各種の事業を割引料金で利用でき、慶弔給付で暮らしをサポート

#### グルメ&お買い物券

3,000円分のお買い物券を配布。八戸圏域の協賛店でご利用できます。



#### 慶弔共済金の給付

結婚、出産、勤続、二十歳、還暦などお祝い時の祝金給付。傷病休業時の見舞金の給付、本人やご家族の死亡時の弔慰金を給付します。



#### 助成金&チケットあつ旋

人間ドック受診料・インフルエンザ予防接種料・宿泊料などの一部助成、市内プール・スケート場の回数券の割引あつ旋をします。



#### 企画イベントの開催

フラワーアレンジメント教室などの各種講座、パンのテイクアウト企画、多種多様なギフト券が当たるお楽しみ抽選などを開催しています。



### 入会のご案内

**入会金** 1人1,000円(入会時のみ) **会費** 1人1,000円(月額)

八戸圏域内に事業所のある中小企業(従業員300人以下)の事業主および従業員  
※事業所単位での入会が原則です。

